## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

## マージン率の計算式:

派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額

マージン率 = -

派遣料金の平均額 (小数点以下一位未満を四捨五入する)

対象期間	令和5年12月1日~
	令和6年11月30日まで
派遣労働者数	1名
派遣先数	1事業所
労働者派遣料金	22,400 円
1日(8時間)の平均賃金	
派遣労働者の賃金	16,720 円
1日(8時間)の平均賃金	
マージン率	25.4%

マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

以上